

熊本県災害時緊急医薬品等備蓄事業実施要綱

第1 目的

地震等の大規模災害の発生に際し、初動時における被災者に対する迅速な救命救護を図るため、緊急的な供給が困難な医薬品等を予め備蓄し、必要な医薬品等の供給体制を確保することを目的とする。

第2 対象とする災害の範囲

災害対策基本法第2条第1号に定める災害及び被害の程度において、これらに類する大規模災害のうち、知事が特に認めたものをいう。

第3 備蓄医薬品等の範囲

1 備蓄品目

初動時医療に必要な医薬品及び医療用具機材は、蘇生用具・創傷用具・輸液等別紙のとおりとする。

2 備蓄量の設定

予め被害の想定が困難なため、県人口の約1%に相当する人が被災し治療を要するものと想定し、隣県及び日本赤十字社の支援を考慮に入れ、各保健医療圏に供給する医薬品等238品目を備蓄する。

3 品目の定期的見直し

備蓄医薬品等のうち法令に基づく医薬品再評価等による見直し、或いは救急医療技術の進歩等、状況の変化により品目及び数量の見直しを行う。

第4 備蓄場所

各保健医療圏毎への供給体制を確保すること及び備蓄場所の被害リスクを最小限にするため、原則として県北、県中、県南及び天草方面の6ヶ所に配備することとし、薬剤師による管理体制が整備された適当な者に備蓄を委託する。

第5 備蓄医薬品等の管理

医薬品等を所定の保管方法により適正に備蓄し、常時使用可能な状態にしておくため、別に定める「災害備蓄医薬品等管理業務委託要領」に基づき、第4に定める者に管理業務（有効期限・変質変敗等のチェック）を委託する。

第6 備蓄医薬品等搬出指令体制

災害対策本部長又は災害対策本部長の指定する者の指揮のもと、第4で定める者に県設置の医療救護班等所定場所への備蓄医薬品等の搬出を指示する。

第7 搬送体制

備蓄する医薬品等の災害現場への搬送は、別に定める方法手段によるものとする。

第8 その他

本要綱の実施のために必要な事項は、別途細目を定めるものとする。

付則

この要綱は平成8年10月28日から施行する。

付則

この要綱は平成21年3月30日から改正する。